

令和 8 年 8 月 1 日現在

船員行政デジタル化の現状

～内航貨物船版～

この資料は、令和 8 年 4 月から始まった「船員行政デジタル化」のうち、内航貨物船に関連する情報に特化して記載しています。

九州地方海運組合連合会

船員行政デジタル化の流れ

令和8年4月～



船員手帳への証印

適任証書を書面又は電子証明書で受領

船員手帳に記載する資格証明（証印）は「適任証書」の交付に変更

- ◇航海当直部員認定、危険物等取扱責任者などの船員手帳への証印は、「適任証書」に変更。
- ◇「適任証書」は、書面又は電子証明書で受領。
- ◇当分の間は、従来通り船員手帳への証印も可。

各種資格証明の申請・受領はオンラインに

- ◇オンライン申請なら窓口へ出頭する必要なし。

令和9年4月～

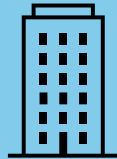


船員手帳の様式変更

- ◇令和9年4月以降交付される船員手帳はデジタル化に対応した新様式。
- ◇記載事項は身分証明に係る機能に特化。
- ◇現行の船員手帳も含めてIDが付与され、船員の資格情報などを格納した「船員マイページ」と紐付け。
- ◇資格証明等の情報は、船員マイページから閲覧可能。

令和9年4月以降 船舶所有者ごと

船舶所有者が運航する全船舶の船員全員にIDが付与された以降



窓口出頭



窓口出頭不要

雇入届出のデジタル化

- ◇雇入契約成立時の届出はオンラインで可能。
- ◇オンライン申請なら窓口へ出頭する必要なし。
- ◇データ活用により、一度提出した情報の再提出不要。

※制度の詳細は今後公表されます！

令和8年4月からオンライン申請が可能となった手続一覧

◆航海当直部員適任証書の交付・再交付申請

- ・航海当直部員の資格を証明する船員手帳への証印に代わる「電子証明書」の申請。
- ・申請方法は、窓口出頭又はオンラインの2通り。オンライン申請の場合は窓口出頭の必要なし。
- ・従来通り窓口に出頭して申請し、様式変更前の船員手帳に証印することも可能。

◆危険物等取扱責任者適任証書の交付・再交付・更新申請

- ・危険物等取扱責任者の資格を証明する船員手帳への証印に代わる「電子証明書」の申請。
- ・申請方法は、窓口出頭又はオンラインの2通り。オンライン申請の場合は窓口出頭の必要なし。
- ・従来通り窓口に出頭して申請し、様式変更前の船員手帳に証印することも可能。

◆衛生管理者試験の受験申請

◆衛生管理者適任証書の交付・再交付申請

◆衛生担当者適任証書の交付・再交付申請

◆救命艇手試験の受験申請

◆救命艇手適任証書の交付・再交付申請

◆船舶料理士資格証明書の交付・再交付申請

◆調理教育修了等証明書の交付・再交付申請

- ・申請者は、船舶所有者から船員に変更

◆消火作業指揮者適任証書の交付・再交付申請

船員行政デジタル手続きの留意事項

船 員

◆旧様式の船員手帳は、そのまま使用可能

- ・令和9年4月以降交付される船員手帳は、全て新様式になります。
- ・旧様式の船員手帳は、有効期間満了や余白がなくなったなどの理由により新様式の船員手帳が交付されるまでの間は、そのまま使用可能です。
- ・旧様式の船員手帳に記載されている危険物等取扱責任者の証印は、適任証書の交付を受けた以降は、船員手帳への証印はできません。

◆新様式の船員手帳を受有後は、資格証明に関する証明書の手続きが必要

- ・新様式の船員手帳には、「航海当直部員」や「危険物等取扱責任者」の資格書を証明する証印を押印することができないので、「航海当直部員適任証書」や「危険物等取扱責任者適任証書」の交付を申請し、受有する必要があります。

船舶所有者

◆新様式の船員手帳受有者には「船員の勤務に関する記録」を交付

- ・新様式の船員手帳には、雇入・雇止に関する記録を記載することができないため、代替措置として「船員の勤務に関する記録（船員法施行規則第11号の2書式）」を交付する必要があります。
- ・「船員の勤務に関する記録」は、船員の雇入契約の成立等があつたときは、遅滞なく交付する必要があり、雇入契約の成立等の届出を行う際には、窓口で提示する必要があります。

船員行政のデジタル化に関する国土交通省ホームページURL

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000058.html